

福祉常任委員会資料

令和4年9月13日

(2022年)

福祉保健部福祉課

第2期城陽市自殺対策計画(骨子案)について

上記の件について、別紙「第2期城陽市自殺対策計画(骨子案)」のとおり報告します。

第2期城陽市自殺対策計画

(令和5年度～令和9年度)

(骨子案)

令和4年(2022年)9月

城 陽 市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ等	2
第2章	自殺の現状と課題	3
1	全国の自殺の動向	3
2	京都府の自殺の動向	3
3	城陽市の自殺の現状	3
4	国・府における動き	4
5	城陽市における自殺対策の課題	5
第3章	基本目標等	6
1	基本目標	6
2	施策の体系	7

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

○自殺対策に関して、国においては平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定されました。

○また、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。さらに、平成29年7月には、自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱」が見直され、この中で、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であることが明記されるとともに、自殺対策の本質が生きることの支援にあることが改めて認識されることとなりました。

改正自殺対策基本法

(第13条第2項)

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

自殺総合対策大綱

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

○京都府においては平成27年4月に都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」が制定されました。この条例に基づいて、平成27年12月には、「京都府自殺対策推進計画」が策定され、また、令和3年3月には第2次計画（計画期間令和3年度～令和7年度）が策定されました。

○本市では、このような状況を踏まえ、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、平成30年3月に平成30年度～令和4年度を計画期間とする「城陽市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

○全国の自殺者数は、自殺対策基本法が成立した平成18年と、令和元年を比較すると、男女ともに自殺者数は減少しており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられて

います。しかし、減少傾向にあった自殺者数は令和2年に11年ぶりに前年を上回り、特に女性の自殺者数が増加している状況です。

○このような状況の中、本市の自殺対策計画が令和4年度に計画期間の終了を迎えることから、令和5年度～令和9年度を計画期間とする新たな自殺対策計画を策定します。これまでの取組を継承するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等の課題への対策も考慮しながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

(2) 計画策定体制

全庁的な計画策定体制とするため、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行うとともに、市長を本部長とする「城陽市自殺対策推進本部」により計画内容の協議を行います。

また、幅広い観点からの計画とするため、学識経験者、地元医師会等の保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、市民代表、高齢者クラブ等の生きがい・社会参加に関する団体、産業界等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」からも意見を伺います。

さらに、ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めます。

(3) 計画期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることも踏まえ、本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、本計画は、計画期間中に「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 関連計画との整合

本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画とし、「城陽市地域福祉計画」や「城陽市健康づくり計画」等の関連する分野別計画と整合を図ることとします。

第2章 自殺の現状と課題

1 全国の自殺の動向

警察庁自殺統計によると、全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続き、平成15年には統計を取り始めた昭和53年以降で最多の3万4,427人となりましたが、その後3万2,000人から3万3,000人台で推移した後、平成22年以降は10年連続で減少し、令和元年は2万169人と統計開始以来最少となりました。

このように、全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年の自殺者数は2万1,081人と、前年から912人(4.5%)の増加に転じました。背景には、女性の自殺者数が2年ぶりに増加したことがあげられます。そして、令和3年は微減の2万1,007人となっています。一方、人口10万人あたりの自殺者数をあらかず自殺死亡率は、昭和58年の21.1を一度目のピークとし、平成3年に17.0まで低下しました。その後、平成9年の19.3から平成10年に26.0と急上昇し、平成15年に二度目のピークの27.0に達しました。その後も高い水準で推移していましたが、平成24年以降は低下を続け、令和元年は統計開始以来最小の16.0となりました。しかし、その後再び上昇に転じ、令和3年は16.8となっています。

また、年代別の状況としては、令和元年の15～39歳の各年代の死因の1位は自殺となっています。近年の自殺の減少傾向の中で、自殺死亡率をみても、40歳代、50歳代、60歳以上は、ピーク時から大幅に低下していますが、20歳未満及び20歳代は高い水準で推移しており、20歳未満は近年上昇傾向にあります。

2 京都府の自殺の動向

京都府における自殺者数は、平成10年に687人と急増(前年から220人、47%増)して以来、深刻な状況が続いていましたが、平成23年以降は減少傾向に転じ、令和元年は323人となりました。「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」をみると、府においても全国と同様に、令和2年以降自殺者数の増加がみられ、令和2年は351人、令和3年は379人となっています。

また、自殺死亡率も、平成23年以降は低下傾向に転じるとともに、全国を下回る水準で推移し、令和元年には12.5となりました。しかし、令和2年には13.8、令和3年には15.0と上昇しています。

3 城陽市の自殺の現状

市町村単位で統計が取られ始めた平成21年以降、本市における自殺者数は減少傾向にありました。「地域における自殺の基礎資料」で本市の状況をみると、平成24年に17人と急増(前年比8人、89%増)しましたが、これをピークに、平成28年以降はそれより低い水準で推移しており、令和3年は9人となっています。

年代別の傾向として、同資料では、平成 28 年から令和 3 年までの 6 年間の合計で見ると、70 歳代が最も多く、次いで 20 歳代と 40 歳代、60 歳代が同数となっています。また、同期間の男女別の合計では、男性が女性より多く、自殺者数全体の 7 割以上を男性が占めています。同居人の有無では、「あり」の方が多く、合計で 7 割以上を占めています。

本市の自殺死亡率は、国、府に比べて低いものの、かけがえのない命が失われる自殺が後を絶たないのみならず、自殺者や自殺未遂者の家族や周りの人も深刻な心理的影響を受けることも含め、決して看過できない状況です。

4 国・府における動き

(1) 国

○全国の自殺者数の深刻な状況を踏まえ、自殺対策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ることを目的に、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」が施行されました。

○平成 19 年 6 月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定され、地方公共団体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を推進することとされました。この大綱はおおむね 5 年ごとに見直すこととされていたことから、平成 28 年の自殺対策基本法の改正にあわせて、全国の自殺の実態を踏まえ、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。また、令和 4 年中には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱」が策定される予定です。

(2) 京都府

○京都府における自殺者数は、平成 10 年に急増して 600 人を超えて以来、深刻な状態が継続してきました。その間、府においては、平成 19 年に京都府自殺対策連絡協議会でとりまとめられた「京都府における自殺対策のあり方に関する提言」を踏まえ、ゲートキーパーの養成や自殺ストップセンターの設置等の自殺対策が強化され、平成 23 年以降、自殺者数は減少傾向となりました。

○しかしながら、依然として自殺者が多いことから、国、府、市町村及び府民等が一体となって自殺対策を推進し、悩み苦しんでいる人々が孤立することを防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的として、平成 27 年 4 月に都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」が制定されました。この条例に基づいて、同年 12 月には、「京都府自殺対策推進計画」が策定され、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、令和 3 年 3 月には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化

を踏まえた、第2次計画が策定されました。

5 城陽市における自殺対策の課題

(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

○自殺は、心身の問題のみならず、経済や雇用をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものです。また、自殺対策には、悩みを抱えた人を孤立させず、適切な支援を行うことが必要であることが広く市民に認識されるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心として、あるいは教育を通じて、市民の理解促進を図る必要があります。

(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

○自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、周りの悩んでいる人に寄り添い、孤立を防ぐため、ゲートキーパー研修等による、職場、学校、地域における人材育成や相談できる環境整備など、その要因が軽減されるよう対策を実施する必要があります。

(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

○悩みを抱えた人を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況なども様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援制度の「くらしと仕事の相談窓口」や地域包括支援センター、地域共生社会の実現に向けた取組などの関連施策とも連携し、相談・支援体制の整備を進める必要があります。

○第4次総合計画で示すめざすまちの姿を実現するため、心の健康づくりなどの自殺予防の取組から、現に自殺が起こりつつある事態への対応、自殺未遂が発生した場合への対応や自死遺族への対応まで、それぞれの段階を捉えて対象者の特性に応じた切れ目のない対策を実施するため、国、府、民間団体、市民等との適切な役割分担及び連携の下で、支援体制等を整備する必要があります。

新型コロナウイルス感染症がまん延したことの影響により、人との関わり合いや雇用形態をはじめとして様々な変化が生じています。この時期を同じくして女性の自殺者数が増加しており、減少傾向にあった自殺者数が増加に転じたことなどを考慮し上記の課題に対応する中で、国や府の動きを踏まえ、コロナ禍における支援を進めていく必要があります。

第3章 基本目標等

1 基本目標

本市では、「城陽市総合計画」のまちづくりの目標の1つである「“^{いのち}生命輝く” 安心とふれあいがひろがるまち」を目指し、「城陽市地域福祉計画」の理念に基づいて、「互いに尊重しあい、支えあうまちづくり」、「みんなが参画し、協働するまちづくり」「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

本計画では、これらの考えを踏まえるとともに、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」における次の3つの基本認識を基本とした目標を掲げます。

- 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」
- 「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている」
- 「地域レベルの実践的な取組をPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを通じて推進する」

この3つの基本認識を踏まえ、本市では、「“^{いのち}生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を本計画の目標とします。

<基本目標>

^{いのち}“生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現

また、国が自殺総合対策大綱において、当面の目標として令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとしていることを踏まえ、本市も同様に、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを当面の目標とします。

2 施策の体系

以下、分野別計画における施策の体系を示します。

